

第 686 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 8 年 7 月 27 日（月） 9 時 35 分～10 時 52 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	坂本委員、千田委員、庭本委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	伊藤委員、倉本委員、松下委員、横井委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 最低賃金実態調査結果等について (2) 意見陳述について (3) 地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申について (4) その他	
議 事 内 容	
○下風賃金指導官 それでは定刻を少し過ぎましたので始めさせていただきます。 お暑期中、各委員の皆様には御出席いただきありがとうございます。本日は、三上委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを、御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行につきましては山口会長よろしく願いいたします。 ○山口会長 それでは、ただ今から、第 686 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 まず、本日の審議会につきましても公開としていますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に記載していますとおり、注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 それでは、2 の議題（1）に入りたいと思います。「最低賃金実態調査結果等について」ですが、事務局から説明をお願いします。	

○下風賃金指導官

事務局より神藤が御説明させていただきます。

○神藤労働基準監督官

私からは「最低賃金に関する基礎調査の結果について」御説明いたします。

(以下資料1「令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果(兵庫労働局)」により調査結果を説明)

○村田労働基準監督官

代わりまして、村田より生活保護と最低賃金の比較について御説明いたします。

まず、最低賃金と生活保護との乖離の結果について御説明をさせていただきます。

(以下資料2「生活保護と最低賃金の比較(兵庫労働局)」により調査結果を説明)
事務局からの説明は以上となります。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

事務局より調査結果について説明していただきました。最低賃金の改正にかかる審議においては、生計費、賃金、支払能力という三要素に基づいて審議していく必要があります。その際には調査結果等を含む客観的な資料とかを踏まえて審議していく必要があります。そのため、これらの調査結果としての数値についても、毎年、金額審議をする上での有効な判断材料になると思いますので、労使双方、参考としていただき、しっかりと御審議していただければと思います。

続いて、議題(2)の「意見陳述について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

兵庫県最低賃金の改定決定にかかる関係労使の意見聴取について、7月21日まで公示を行いましたところ、特定非営利活動法人福祉ネット星が丘様、関西合同労働組合格、兵庫県パート・ユニオンネットワーク様、兵庫県労働組合総連合様の4団体からそれぞれ意見書の提出とともに口頭意見陳述の申し出がございました。そのため、本日、意見の申し出をされる方につきましては、傍聴席にお越しいただいておりますので、この後、意見陳述していただく予定としております。

また、それ以外の労働組合 40 団体からも 7 月 21 日に意見書及び要請書の提出をいただいております。

お手元にお配りしております第 686 回審議会資料（意見書等）と題した資料を御覧いただきたいと思います。2 枚目が目次となっており、その目次のとおり資料 1 から資料 4 まで、頁番号で言いますと 1 頁から 8 頁までがこれから意見陳述をいただく 4 団体の意見書となります。また、それ以降の資料 5 から資料 43 までが意見書の提出のみにあつた各団体の意見書となります。最後に資料 44 として兵庫県労働組合総連合様からの要請書の署名計 2,868 筆の提出もありましたので、御報告させていただきます。

では、意見陳述の準備をさせていただきたいと思います。意見陳述につきましては、その申し出をいただきました順番で先程の資料 1 から資料 4 として添付しておりますので委員の皆様で適宜御確認いただければと思います。

まず順番は、特定非営利活動法人福祉ネット星が丘様、続きまして関西合同労働組合様、兵庫県パート・ユニオンネットワーク様、兵庫県労働組合総連合様の順番で意見陳述をさせていただきたいと思います。

意見陳述の時間は概ね各団体 10 分以内、意見交換を含めると、各 15 分以内でお願いしております。今から準備に取り掛かりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

（事務局にて座席等の準備）

では、山口会長よろしいでしょうか。

○山口会長

はい。それでは、最初の方をお願いします。

（事務局が意見陳述者を呼び、その着席後に）

○下風指導官

それでは、最初の方を御紹介いたします。

特定非営利活動法人福祉ネット星が丘の今泉様です。

○山口会長

会長を務めております山口です。

早速ですが、提出された意見書に基づいて 10 分以内で意見陳述をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○今泉陳述人

まず、原稿は皆さんのところにいってますか。

○山口会長

はい、手元に届いております。

○今泉陳述人

では読まなくてもいい訳ですね。まず始める前に昨日からニュースで話題になっている神奈川県をやまゆり園という、障がい者の介護施設の方が殺された事件を御存じでしょうか。全然関係ないことはないんです。結局、賃金が低いということで、優生思想のことなんかでこういう問題が起きたと思うんですね。私たち星が丘本部は 1995 年の震災以降に発足して 2000 年から介護保険制度が始まってそれに基づいて、原稿に書いたように皆さん色々努力しながら続けてきました。昨日、障がい者の団体で、「明日を語り合う集い」という話し合いがあってそこで出てきたのは、今後の高齢障がい者とか高齢者たち同士が安心して暮らせる社会を築くということで、どういうふうにしたら良いか、というシンポジウムがありました。介護施設とか障がい者の施設の関係者から出た言葉は、今でも辞めていかれる若い人が多い、これから医療現場と一緒に介護施設とか障がい者施設なんかが高齢者とか体が悪い人とかの面倒をみるには仕事がハードになってくるから今でさえ辞める人が多いのに、今の時代ボランティア精神で勤めるということは少ないということで話が出る中で、報酬額・給料の面でやっぱり上げてほしいということを国へ訴えていかないといけない、ということが結論として出ました。私がそこで発言した中で、星が丘ホームの、ここにいま横におられる初世さんがよく頑張ってくれたんですが、私の家内がパーキンソン病から慢性肺炎になって入院した時に、「もう明日死んでもおかしくないですよ」と言われた。それで、もう死ぬんだなと覚悟を決めて、もう病院の世話にはなりません。そのかわり星が丘ホームに連れて帰って、みんなで面倒見てもらってということを決断してホームの人たちとスタッフの人たちと話し合って、結果 150 日命が伸びました。スタッフの皆さんや施設長とかいろんな人たちが頑張ってくれたおかげで 150 日命が伸びたのかなと思っています。本人もその命と戦ってくれたということで満足した介護の最後のケアができたかなと思っているんですが、それでもスタッフの皆さんとか、職員の皆さんのボランティア精神の気持ちでたぶん携わってくれたと思うんですね。はたから見たら今の給料では低いなと思って、やっぱりもうちょっと給料面で報酬単価の面で上げてやってほしいなあ、と思うのが私が介護してもらって助けていただいて最高に感じた喜びでもあって、それで今後、報酬単価が上がるとか給料面で増えていくことが実現してくれればものすごくうれしいことだと思います。このような面で今日の発言で上手くいけばと考えていますのでよろしくお願いしたいと思います。助けていただいてほしいし、給料の面でも最低賃金をもう少し上げてもらって若い方でも介護職を選んでくれる人が増えることを願っています。よろしくお願いします。以上で終わります。

○山口会長

ありがとうございます。それでは委員の皆さんから何か御質問等はございますでしょうか。それでは堀井委員お願いします。

○堀井委員

労働側委員の堀井といいます。ありがとうございます。

意見書の中にも出てきてるんですけども、最低賃金が引き上がると人件費がどうしても膨らむといった記述があって。それと介護報酬との兼ね合いとかあってなかなか運営が厳しいというような意見書になってるんですけど。それでいくと最低賃金が上がっていったときにより運営としては厳しくなるという説明として受けてしまったのですが、その辺はどう理解させてもらったらいいですか。

○今泉陳述人

結局は利用者の方の問題で、利用者が増えてくれればもう少しは今の賃金でも楽にはなると思いますが。今神戸は事業所がたくさん増えてライバルとの競争で、どれだけの利用者を確保するかっていうのが一番難しい問題でもあります。利用者が増えないとどうしようもないっていう部分もあるんだけど、それはこちらの努力で何とかしないといけないなと思います。それでも最低賃金の保障とかを上げてほしい。やっぱり若い人たちがこの仕事をしていいなと思うような政策は絶対に必要だと思うんです。

○初世陳述人

ちょっと補足いいですか。

○山口会長

はい。

○初世陳述人

最低賃金が例えば 100 円上がることはまあないですけど、100 円上がったら 20 時間働いてる方に対して 2,000 円上げていかないといけない。それが 5 人いたら 10,000 円上がるという理論ですよ。ところが介護報酬は上げていただけるかといったら上がらないです。介護事業所は介護報酬のみと利用者さんの利用料のみで運営しておりますので。かといって利用料を上げるというのは今の年金の少ない高齢者に対してはなかなか難しいです。そこに書いてあるように光熱費や食材費などいろんなものが上がってきます。それはかなりきついです。私は会計も担当していますので。最低賃金を上げろというのはスタッフにはいいんですけど、運営側としては費用の負担は大きいです。単純な話なんです。

○堀井委員

ということは、働いてる方々が離職とかがあって厳しい。まあそれでいくとなかなか厳しいですよ。ねっというところもあるので、最低賃金を引き上げてできるだけ働く環境を良くしてそういう状況の中で安定した雇用で働いてもらう中で利用者を増やしていくという形でなんとか運営をしていきたいと思います、という理解で宜しいでしょうか。

○初世陳述人

そうです。それプラス介護報酬を上げていただくということです。

○山口会長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

我々としても御事情の方もお分かりしましたので、若い人たちの確保のための賃金の上昇と併せて介護報酬が引き上がるように国への訴えかけについても目を配って審議を進めたいと思います。どうもありがとうございました。

○今泉陳述人

ありがとうございました。お世話になりますがどうぞよろしくお願いします。

○山口会長

それでは、これで終わらせていただきます。

次の方をお願いいたします。

○安積賃金室長

それでは準備させていただきます。しばらくお待ちください。

(意見陳述者が交代、次の意見陳述者が着席)

○下風指導官

それでは、次の方を御紹介いたします。

関西合同労働組合の石田様です。

○山口会長

会長を務めております山口でございます。

提出された意見書に基づいて 10 分以内で意見陳述をお願いいたします。

○石田陳述人

はい。石田です。

昨年、兵庫の最賃は 64 円引き上げで 1,116 円になりましたが、フルタイムで働いて額面月収 19 万円以上、年収は僅か 231 万円です。年収 200 万円以下の方々をワーキン

グプアと言われておりますが、ワーキングプアの人口は1,142万人。これは2022年の国税庁調査です。この方々の未婚率は7割といいます。その多くはパラサイトシングルと言われております。まるで寄生虫かのような言いかたです。また、結婚相談所の調査によると、結婚の壁というのは年収300万円以上と言われていますが、未婚女性は結婚相手に年収500万円以上を希望する方が1番多いという結果です。でも現実というのは年収500万円以上の人は20代の未婚男性では2.33%としかいません。30代の未婚男性でも7.8%です。あまりにも悲しいミスマッチだと言わざるを得ません。およそ日本の最低賃金は憲法25条や最賃法の趣旨、理念を守っていないと思います。

さらに先進国G7で若者の自殺率は日本が最高だと言われております。若者の死因の原因で自殺が1位だというのは日本が唯一だと言われております。若者が未来に希望を持ってない、そういう社会だと思います。それで私どもは1日も早く最低賃金を時間給1,500円全国一律に上げてほしいと言う意見書を提出しております。兵庫県の弁護士会も5月には同様の大幅賃上げを求める声明を出しております。岡山県の弁護士会に至っては20年代に1,500円にすべきだという額、目標まで設定して声明を出しております。EUの制度、システムでは賃金の中央値の6割にすべきである。あるいは平均賃金の5割。こういうのは自動的にスライドするシステムになっている。こういう制度を見習うべきだと思うんですが。政府ですら中央値の6割を目標に挙げている。高知県の最賃審議会では昨年は目標を基準に最賃を決めたと報道されております。もう一方で政府の中小零細に対する援助が全くほとんど効力をなしていないと思います。やはり年金の減額や税金の減額の援助を行うべきであり、是非とも最低賃金審議会の先生方にありましては政府に対して中小零細への抜本的な援助を提言してほしいと思います。

最後、結論は1日も早く最低賃金を時間給、全国一律1,500円に上げていただきたく陳述を終わります。ありがとうございます。

○山口会長

ありがとうございます。

それでは委員の皆様から質問をお尋ねいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

政府の援助が全く駄目だということで、中小零細への企業への援助は駄目だということですが、どういうふうな改定とか援助があればよろしいでしょうか。

○石田陳述人

やはり、企業内の援助の基準に合うような制度改革はほとんどできないので、税金・税制の改革、税金あるいは社会保険の減額。やはり、一番思うのは他方で大企業は600兆円もの内部留保を溜め込んで、しかも中小零細に対する収奪的現実があまりにもひどいと思っております。そういうところに手をつけないと。アメリカのニューヨーク市長の言葉を借りて申し訳ないですけど、大企業や金持ちから排出していただきたい。600兆円の内部留保のわずか1%でもいいから徴収してほしいと思います。僕ら子どものころは累進課税制度で野球選手は収入の7割から8割ぐらいを持っていかれた。それが当たり前だった世代です。今は大企業の法人税の減税や高所得者の上限率はあまりにも低いと思わざるを得ません。以上です。

○山口会長

ありがとうございます。その他、何か委員の皆様から御質問はございませんでしょうか。今回御意見いただいたこととしては、できるだけ早く1,500円に全国一律とする点と、もう少し中小企業への支援、そういうところの見直しを政府に提言するというようなことを御意見として承りましたので、審議に活かさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、これで終わらせていただきます。

次の方をお願いします。

○安積賃金室長

それでは準備させていただきますので、しばらくお待ちください。

(意見陳述者が交代、次の意見陳述者が着席)

○下風指導官

それでは、次の方を御紹介いたします。

兵庫県パート・ユニオンネットワークの森口様と大塚様です。

○山口会長

会長を務めております山口でございます。

早速ですが、提出された意見書に基づいて10分以内で意見陳述をお願いいたします。よろしくお願いします。

○森口陳述人

皆さんこのような機会を作っていただきありがとうございます。

兵庫県パート・ユニオンネットワークの事務局長をしています森口です。私たちの要望は意見書に書いてありますように最低賃金を今すぐ1,500円に引き上げること、

そして全国一律の最低賃金にすることの2点です。

今回の春闘で私たちは「ひょうご非正規春闘実行委員会」を立ち上げまして、私たち兵庫県パート・ユニオンネットワークもその実行委員会のメンバーの一員として取り組みをしました。労働局への申し出もさせていただきまして、その時にもお話をしましたが、非正規春闘パートアクションを実施しました。その時に「最低賃金 1,500 円が必要か？」というシール投票をいたしました。シール投票での結果は 259 人が投票されまして結果は 242 人が必要だという回答で、93%の人が最低賃金を 1,500 円に引き上げてほしいと願っているという結果が出ました。

これを持ちまして私たちは絶対にそうしてほしいという想いでいます。委員の皆様には働く人たちの生活の実態、生の声を毎年意見書に盛り込んでいってるんですけど、その声をしっかり聞いていただきまして最低賃金額の協議をしっかりと意義のあるものにしていただきたいと思います。今から労働組合武庫川ユニオンの大塚様の方から、自分の実態を皆さんに聞いていただくということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大塚陳述人

お時間いただきましてありがとうございます。

大塚健太郎と申します。現在は三田のテクノパークで上下水道管の継ぎ手の組み立て製造をする仕事をしております。いま現在ですけど正規として8年で40才になりました。基本給が148,000円、勤続手当20,000円、職務手当45,000円。ここの基本給の部分が上がったことは1度もありません。勤続手当の方だけが少しずつ上がっているという形で、今現在213,730円が私の賃金となっております。一応ボーナスの方がありますが、1回10万円ほど。これが多いとは思ってはおりません。この度、諸々の事情がありまして労働組合武庫川ユニオンさんに加入させていただき、賃金を上げたり、他の労働条件の改善を求める形をとろうと思って入らせていただきました。要求書の方では今現在6万円の賃上げを求めておりまして、これが実現しましたら総支給額が27万円になります。いまの賃金水準ですと社会保険料が毎月約3万円天引き、毎月の手取りが18万円前後、これが上がることによって27万円になりますが、これで天引きが1万円ほど引き上がっていったら手取り5万円が増える。これくらい上がったとしても生活が維持できるかというと、大分きついものがありまして、今現在も正規の会社とは別でちょっとした収入を得るためにアルバイトもしております。結婚ができないのは自分の状態ですが、この他に若い人が入ってきててもなかなか続きづらい現状が続いております。これでは今後、会社は発展しないし、続かないことによって厳しくなってひとりひとりの負担が増えていく。その辺も私たちとしてはありますので。今回陳述という形を取らしていただいて、伝授していただくということが私からの1番の要望となっております。あと、休みについては週休二日制で年末年始の8日が休みになっておりますので労働日数ベースは238日。残業は基本的にはありませんとは書いておりますが、こちらは私たちの方が残業をしないようにして、会社の売上

等を考えた結果、ある程度残業はしないようにするといった形をとってることによって残業がないという状態です。時間単価は 1,347 円。最低賃金との差が 231 円で殆んどない。正社員であってこの金額というのは自分自身があまり意識してこなかったというのもあるんで。こういう状況が他の同じような状況の人にもう少し伝わればまたいろんな仕事の形が変わってくると思ってるんで、ここは非常に大事だと思っております。物価高が続いてるので 1,500 円でもやっていけるのか、私としても結構不安がありますので、この辺が上がっていくことを望んでおります。

以上です。

○山口会長

ありがとうございます。それでは委員の方から質問させていただきたいと思います。委員の方、今の意見陳述に質問等ございますでしょうか。

○堀井委員

ありがとうございます。少しお聞きしたいのが、大塚さんの今働いておられる会社の従業員は全体で何人くらいおられるのかということと、大塚さん以外の個人の賃金の詳細はあまりわからないと思いますけど、大塚さんが感じている中で自分より低い賃金で働いている人がいると感じているのかどうか。その辺が会社としてどのくらいいるのかという雰囲気であれば教えていただきたい。

○大塚陳述人

従業員数は 30 名になっております。関連企業を含めて 72 人となっておりますが、基本的にうちの会社は 30 名前後であると思えます。賃金のことですけど、私より低い人はほぼいないと思っております。というよりも全員ほぼ同じくらいです。たぶん役職を持っておられる人はベースとして高いのかなというくらいで、聞く話では皆さん基本給のベースは全く一緒と伺っております。

○堀井委員

あともう 1 点だけ。会社の中に処遇制度はあったりするんですか。

○大塚陳述人

この辺はさすがに私もそこまで把握まではしてないんですけど、一応、取締役や所長とかいう形はあるんですけど、それで何か上がってるのかという中身まではわかりません。

○堀井委員

わかりました。

○山口会長

ありがとうございます。その他に委員の皆さんから何かありますか。

それでは、とりあえず御意見の方は1,500円への最低賃金のアップということと、個別事例で御発言いただいたところ、正社員とパートの方の賃金格差は縮まってきているというところの問題、その辺はしっかりと議論していきたいというふうに思います。最終的には1,500円を目指してということだと思しますので、その辺についてもいろんな角度から議論していきたいと思います。

○森口陳述人

少しいいですか。正社員と非正規との賃金格差が縮まっているという意味で今日お話ししたのではなく、正社員でもこれだけ低いんですよ。最賃が上がってるから非正規の人の賃金が上がってるだろうから正社員との格差が縮まってるとおっしゃったのかもしれませんが、そうではないと私は思っています。正社員でさえ生活が苦しい状況があるっていうことをわかっていただきたいんです。ましてや、全体が上がらなければ、非正規も上がらないし、格差は縮めていかなければならないと思っていますので、そこも考えて協議していただきたいと思っています。

○山口会長

はい。わかりました。どうもありがとうございます。本日はお忙しい中をお越しいただきましてどうもありがとうございました。

○森口陳述人

よろしくお願いします。失礼します。

○山口会長

ただ今の兵庫県パート・ユニオンネットワークからの意見陳述でございました。

それでは、こちらの意見陳述は終わらせていただきたいと思います。

次の方をお願いします。

(意見陳述者が交代、次の意見陳述者が着席)

○下風指導官

それでは、最後の方を御紹介いたします。

兵庫県労働組合総連合の中村様です。

○山口会長

会長を務めております山口でございます。本日はよろしくお願いします。

それでは早速でございますが、提出された意見書に基づいて10分以内で意見陳述を

お願いいたします。

○中村陳述人

おはようございます。意見陳述の場を作っていただきありがとうございます。

兵庫労連の中村と申します。

意見書につきましては今日の資料の8頁にありますので御覧ください。それに沿って発言させていただきます。私たちは7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。項目の1番で兵庫県最低賃金を直ちに時給1,700円に引き上げることを求めます。直近の最低生計費調査では1,900円以上が、宮崎県では2,000円という結果も調査では出ています。

2番目にあります、最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制度の実現に向けて国に上申すること、というのも地域間の格差というのはあまりない。都市部だからだとか、そういう違いはあまりないという結果も出ていますので、それを求めていると思います。

3番目の最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への直接支援を抜本的に拡充すること。その中にはいろんな項目があるんですが、私たちは言っても労働者です。使用者側がどんな制度を使われているかは、どちらかといえば不得意。そんな中で業務改善助成金とかキャリアアップ助成金とか色んな助成金があるっていうのは聞いているので、そちらの方の拡充でもっと中小企業を支援していただきたい、というのは、昨年もその前の年も私たちもですが、審議会にも答申でもずっと出ていると思います。それは中央でも地方でもずっと出ていて、それが進んでない証拠がずっと続いているんだと思います。特に今問題になっているのが、今日の1番最初に陳述された星が丘ホームさんのような介護関係、看護関係の人も安いし、保育関係も安いし、福祉関係も軒並み安いということで、社会的に問題になっているんだと思うんです。特に介護保険関係、介護保険という制度自体が被保険者が保険料を半分出して国や自治体が半分出して運営されているので、それを介護関係の労働者の賃金を上げるために使うとなるとそれを全部増やさないといけない。被保険者の負担も増やさないといけないという仕組みになっているので。それでは結局自分に返ってくる。保険料の値上げという形で自分に返ってくるということが起きてしまうので、そうではなく国や自治体が負担する分を増やして制度を拡充していただきたい。ほかのことについてはあまり詳しくはありませんが、一般的に月10万円安いと言われていいますのでそこについても労働局は厚生労働省なので直接自分たちができる政策としてやっていただきたいと思います。その他これまでも審議会の答申では国に求めると書いていただいていたと思いますので他の省庁にも呼び掛けるとすることで中小企業・小企業の支払い能力を上げるということで最低賃金の大幅引き上げを実現していただきたい。それがいま人手不足ですし、急に解決することはないですけど、少子高齢化の問題でこの間ある会議の中で聞いたのは少子化対策というのは経済的なゆとりと時間のゆとりと生活のゆとりということで少子化対策になっていくんだと聞いて、なるほどなと思いまし

た。すぐに労働力にはなりません、ゆくゆくのことを考えると今賃金を上げる、働く時間を短くするということは大きな対策になるのではないかと思います。

労働者側の委員の方へ言わせていただきたいことがあります。委員の選出についての要請を私たちは労働局に言ったりしています。労働局側からの説明では、労働者側の委員の方は広く労働者の代表として選ばれている。推薦団体の代表ではない。だからこういう場で意見を言ったり意見書を出したりっていうのを聞いてそれについて審議してっていると聞いています。しかし審議会とか最近では専門部会でも傍聴できるようになったのでそういう場で聞いていると、「リビングウェイジ」という数字、これは連合さんの数字なんです、その数字がいきなり出てきて、これは推薦団体の数字なんです。それは何故なのでしょう。私たちは労働局長が意見を出せという公示をしてそれに応じて意見書を出して今日みたいに意見陳述をしたり署名を出したり、傍聴に来たりというような活動をしているんですが、連合さんはされていますか。それなのに何故連合さんの数字が出てくるのかと思います。

あと使用者側の委員の方へ。私たちは労働組合ですので最低生計費を要求します。使用者側の方も人手不足とか景気回復のためにも賃金の引き上げが必要だという認識があると思うんです。中小企業の支払能力が上げられない理由だといわれますけど、だからと言って最低賃金以下の労働者に我慢しろというのは違うのではないかと。そうであるならば、ここに先程中小企業支援の対策が色んなものがあると意見を書いておりますが、使用者側の方からこれしてもらったら賃金を上げられるというのがもっと出てきていいのではないかと。特に消費税なんかは下げるって言ったきり下げない。逆効果ですよ。下がるまで何も買わなくていいですよ。社会保険料の企業負担を軽減してほしいという意見書を私たちも出しているし、弁護士会からも出ていると思いますが、企業側の方から出ているという印象がないです。それをもっといえるんだったら要求していただきたいと思います。

あと公益委員の方に対しては、すべての審議会・専門部会を公開してほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○山口会長

ありがとうございます。それでは委員の皆さんから何か御意見・御質問はございますでしょうか。私あまり存じ上げてなかったんですけど、7時間労働もお求めになられているということで理解してよろしいでしょうか。

○中村陳述人

7時間と言いだしたのは最近なんですけど、それは時間的な余裕がなければ、豊かな生活ではないということで7時間に近年変わりました。

○山口会長

ありがとうございます。先程の少子化対策のところで教えていただきました3つの

ゆとりの中の1つとして、時間的ゆとりというところで7時間労働ということを考えておられるということですね。

○中村陳述人

そうです。

○山口会長

はい。わかりました。ありがとうございます。

その他、委員の方御意見等ございませんでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

よろしいでしょうか。

それでは、いただきました御意見をできるだけ参考にして進めさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

ただ今のは兵庫県労働組合総連合の中村様からの陳述でございました。

それでは意見陳述は終了となりましたので続いての審議に移りたいと思います。事務局は準備をお願いします。

では、最初の議題(3)「地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申について」に入ります。

事務局は中央での目安答申について、説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

それでは、事務局から御説明させていただきます。

ニュース報道等もありまして、皆様も御承知いただいているかも知れませんが、先週の7月23日に中央最低賃金審議会の第4回の目安にかかる小委員会が開催されております。本年度の目安についての審議がそこで行われましたが、労使双方の主張に大きな隔たりがあり、現在も目安が示されていない状況となっております。中央では、遅くとも今月末までの決着を目指したいということで、本日、引き続きの第5回目の小委員会での審議が予定されています。ただ、その際に目安が示されるかどうかにつきましても、審議経過によるものでありますので、なかなか見通せない状況となっております。

以上が、中央での目安審議にかかる経過となります。

そこで、事務局より御確認をお願いしたいことがございます。

現在、目安が出ていない状況ですので、今後の審議をどのように行っていくのかと

いう御相談となります。

この兵庫では、これまでも兵庫県最低賃金につきましては、公労使委員の皆様の御協力により早期発効を目指していくということで御審議していただいております。

しかし、今年度も昨年度のように中央からの目安伝達が遅れてくる見込みとなっておりますので、昨年度と同様に、改正金額を審議していく専門部会を先に立ち上げて労使の意向確認等の審議をしっかりと始めていただくことを御提案させていただきたいと思っております。また、その専門部会での審議を進めていく中で、中央から目安決定があれば、速やかにその専門部会の中で目安伝達をさせていただきたいと考えております。

なお、専門部会の委員ではない本審委員の方におかれましては、事務局より目安伝達として個別に別途情報提供させていただきたいと考えております。

以上のように、今後の審議会運営を準備させていただいてよろしいでしょうか御審議をお願いいたします。

○山口会長

中央からの目安伝達が遅れているということでタイトなスケジュールで行っていかないといけないということでございますので、事務局から、今後の審議会運営についての提案がございました。

現在も目安が出ていない状況ではありますが、早期発効を目指すという立場で、しっかりと審議をしていくということで、昨年度と同様、専門部会を先に立ち上げて審議を始めていくことについての提案がありました。

また、目安の伝達も、その専門部会の中で行っていくということでした。

公益委員としましても、事務局提案のとおり、先に専門部会で審議を始めながら、その中で目安伝達を受けて改正金額審議を行うことで良いのではないかと考えています。

委員の皆様、そのように進めていくことでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

ありがとうございます。中央審議会での審議の遅れというものが影響しておりますので、我々としてはできる限り早期発効で色々な方の迷惑にならないように進めていきたいということで、このような形をとらせていただきたいと思います。では、皆様からも事務局提案のとおり審議を進めることに御賛同いただきましたので、そのように進めていきたいと思います。

最後に、議題（４）「その他」についてですが、事務局説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい。

お配りしています分厚い方の資料について、簡単に御説明させていただきます。

お手元の資料（統計等）と題したものを御確認ください。

1枚めくっていただいた資料目次にありますとおり、資料3から資料12までが中央最低賃金審議会の目安小委員会における審議資料、審議の中で使われた資料となっております。

資料自体に非常にボリュームがありますのでこの場で御説明ということにはならないですが、今後の審議の際に非常に参考となる部分がございますので御確認いただければと思います。

主に、GDPや倒産件数、消費者物価指数、賃金指数とかの主要統計資料があったり、足下の経済状況等の資料があったりします。

その中で、本日は賃金改定状況調査結果について簡単に御説明させていただきます。

資料5として、右下の頁番号で言いますと224頁を御覧ください。

この賃金改定状況調査につきましては、30人未満の常用労働者数規模の事業場で、令和7年6月分賃金と令和8年6月分賃金を調査対象として、どのくらい改定があったのか、つまり、どれだけの賃金上昇があったか等について、全国で16,541社を対象として調査したものでございます。兵庫はBランクですので、このBランクとしては全国6,108社を対象として、そのうち2,133社からの回答を取りまとめたものとなります。

その資料229頁を御覧いただきたいと思います。こちらは左肩のところにタイトルで第4表①と書かれている表になります。これは、一般労働者及びパート労働者の賃金上昇率を示した表になります。A、B、Cの各ランクごとに、令和7年6月と令和8年6月の時間額を比較し、その賃金上昇率を示した表です。

一番上の横軸「男女計」、縦軸「産業計」のところですが、Aランクは2.4%（昨年令和7年は2.1%）、Bランクは、3.4%（昨年2.9%）、Cランクは3.4%（昨年3.0%）、合計として3.0%（昨年2.5%）となっています。

これらの上昇率については、最低賃金が時間給のみで表示されるようになった平成14年以降で、最大の水準となった昨年をさらに上回るという結果となっております。

この第4表①において、1時間当たりの額の男女計産業計の賃金上昇率の表の下の欄に、それぞれ男女別の時間額や賃金上昇率が取りまとめられています。

続きまして、次の頁、230頁を御覧ください。こちらは第4表②では一般労働者とパートタイム労働者の賃金上昇率がまとめられています。一番上の「一般パート計」欄では、Bランクは産業計で3.4%、その下の欄の「一般」だけでは3.5%、「パート」では3.2%であることが確認いただけると思います。さらに次の231頁の第4表③では、令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍している労働者のみを対象に集計表となります。一般、パート労働者別及び男女別の賃金上昇率について、それぞれA、B、Cランクごとに集計したものとなっております。

ここでは、一番上の「計」という欄のBランクを御覧いただきますと、賃金上昇率

3.7%（昨年 3.4%）であることが確認できます。

また、その下のところを見ていただきますと、「一般労働者」で 3.5%、「パート労働者」で 4.0%の賃金上昇率であることが確認できます。

今年度の賃金改定状況調査結果の御説明としましては、以上となります。

続きまして最後に御紹介ですけど、393 頁を御覧ください。

こちらは、日本労働組合総連合会から発表されている今年の春季生活闘争の最終の回答集計結果となります。こちらでは、全国での集計結果となりますが、全組合の加重平均は 16,400 円の賃上げ、5.01%のアップということと、300 人未満の中小組合は 12,866 円、4.69%のアップであったことが確認できます。

資料の御説明としましては以上となります。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等はございませんか。

○各委員

（なし）

○山口会長

それでは他に事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長

はい。当審議会の次回日程について御説明させていただきたいと思います。次回の審議会につきましては、7 月末までには中央で目安が決定することを見込んで、現状、8 月 5 日水曜日午前 10 時からの開催を予定することをお願いいたします。

ただし、中央からの目安伝達が大幅に遅れたり、また、今後予定されている地域別最低賃金の専門部会での金額改正審議状況により、この次回本審がずれ込んだりする可能性もございます。その場合は、8 月 5 日の前日である 8 月 4 日 17 時までに委員の皆様には事務局から 8 月 5 日には開催しない旨をメールにて御連絡させていただけたらと思っております。また、傍聴の方におかれましても、同様に 8 月 5 日傍聴の申し込みがあつて傍聴の許可が出た場合でありましても、その審議自体がずれ込む可能性もございますので、ずれ込む場合等につきましては傍聴の方にも同様にメール等で御連絡させていただきたいと思います。何卒御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○山口会長

では、次回の当審議会の開催については、8 月 5 日水曜日の午前 10 時から公開として開催したいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○山口会長

繰り返しになりますが、8月5日の前日である8月4日17時までに、もし8月5日開催しない場合はメールで連絡ということでよろしくお願いします。

では、事務局はその予定で準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい。その予定で準備をさせていただきます。

なお、明日午前10時から、この場所におきまして第1回最低賃金専門部会を開催する予定としておりますので、この専門部会に御出席いただく委員の皆様は連日での御審議となりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

○山口会長

他になれば、これで審議会は終了といたします。本日の陳述を参考に今後またしっかりと審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それではお疲れ様でした。

山口 隆英

森田 直樹

伊藤 敦